

日本腎臓病薬物療法学会

腎臓病薬物療法 専門薬剤師認定制度規程

第1章 総 則

第1条 腎臓病薬物療法 専門薬剤師認定制度（以下「本制度」という）は、透析・腎移植を含めた慢性腎臓病（CKD）だけでなく、急性腎障害や腎臓が未発達な未熟児、CKD 患者の大半を占める高齢者などの薬物療法も含めた幅広い腎臓に関わる薬物適正使用の実践を推進する薬剤師を認定する。専門・認定薬剤師を認定することで、腎臓病・透析・CKD などの専門知識を生かして、患者のアドヒアランス向上や有効かつ安全な薬物療法を提供できる薬剤師が、国民の保健・医療・福祉に貢献していくことを目的とする。

第2条 日本腎臓病薬物療法学会（以下「本学会」という）は、前条の目的を達成するため、この規程により腎臓病薬物療法 専門薬剤師（以下「専門薬剤師」という）・腎臓病薬物療法 認定薬剤師（以下「認定薬剤師」という）・腎臓病薬物療法 単位履修修了薬剤師（以下「単位履修修了薬剤師」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条

1 専門薬剤師とは、腎臓病薬物療法に関する十分な知識と技術を持ち、質の高い腎臓病薬物療法を提供するために実務・教育・研究に従事する者をいい、認定に必要な資格を有し本学会の専門薬剤師認定審査に合格したものとする。英名を Nephrology and pharmacotherapy specialist とする。

2 認定薬剤師とは、腎臓病における薬物療法に関する十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践する者をいい、認定に必要な資格を有し、本学会の認定薬剤師認定審査に合格したものとする。英名を Certified nephrology pharmacist とする。

3 単位履修修了薬剤師とは、腎臓病薬物療法に関する自己研鑽を積んだ薬剤師をいい、認定に必要な資格を有し、本学会の単位履修修了薬剤師 認定審査に合格したものとする。

第2章 専門薬剤師認定制度 対策委員会

第4条 専門薬剤師認定制度 対策委員会（以下「対策委員会」という）を設ける。

第5条 対策委員会は、認定制度の実施および改善のための検討を行う。

第6条 対策委員会は、本学会理事長（以下「理事長」という）が指名する担当理事および本学会代議員（以下「代議員」という）から選任され、本学会理事会（以下「理事会」とい

う)の議決を経て委嘱した若干名をもって構成される。

第7条 対策委員会の構成および運営については、細則に定める。

第3章 他の組織との連携

第8条 認定制度の運営に当たっては、必要に応じて、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会等と協議し、連携をはかることとする。

第4章 腎臓病薬物療法 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定

第1節 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師を認定する委員会
＜認定委員会＞

第9条 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定に関する事項の審議は、専門薬剤師認定制度 認定委員会（以下「認定委員会」という）が行う。

第10条 認定委員会は、次の各項について審議する。

- 1) 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定およびその更新の審議に関すること。
- 2) 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定およびその更新の実施に関すること。

第11条 認定委員会は、理事長が本学会代議員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第12条 認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定における試験を実施する委員会
＜試験委員会＞

第13条 専門薬剤師認定制度 試験委員会（以下「試験委員会」という）は腎臓病薬物療法 専門薬剤師制度における認定試験の実施に関するすべての業務を行う。

第14条 試験委員会は、理事長が会員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第 15 条 試験委員会の構成および運営については、細則に定める。

第 3 節 認定申請

第 16 条 専門薬剤師の認定を申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 腎臓病薬物療法 認定薬剤師として、腎臓病および透析患者の薬物療法などに関連する医療に 3 年以上携わっていること。
- (2) 申請時において、本学会の会員であること。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、申請年の直近 10 年間で 5 回以上（うち、少なくとも 2 回は筆頭発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に腎臓病薬物療法に関する学術論文の投稿が直近 10 年間で 3 編以上（うち、少なくとも 1 編は筆頭著者）の全てを満たしていること。

第 17 条 認定薬剤師の認定を申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴 5 年以上、申請時において 3 年以上本学会会員であること。薬剤師歴は医療機関での常勤並み勤務の通算とする。また、直近 2 年間は常勤並みの継続勤務を必要とする。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、申請年の直近 3 年間で 12 単位以上あること。
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病薬物療法に関する学会発表が、申請年の直近 10 年間で 3 回以上（うち、少なくとも 1 回は筆頭発表者）あること。
- (5) 申請時に、直近 5 年間の 15 自験例を提出すること。なお、学術雑誌で accept された、申請者を筆頭著者とする症例報告は、申請年の直近 10 年間で 1 報に限り自験例として扱うことができる。日本腎臓病薬物療法学会誌または Renal Replacement Therapy 誌であれば症例報告 1 報と自験例 5 例、それ以外の学術雑誌であれば症例報告 1 報と自験例 10 例を要件とする。ただし、症例報告は認定期間中に accept されたもので、それを証明する書類を提出すること。

- (6) 認定試験（筆記試験）に合格した者

第 18 条 単位履修修了薬剤師の認定を申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴 5 年以上、申請時において 3 年以上本学会会員であること。薬剤師歴は医療機関での常勤並み勤務の通算とする。また、直近 2 年間は常勤並みの継続勤務を必要とする。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、申請時の直近 2 年間で 8 単位以上あること。

第 19 条 申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める。

第 5 章 腎臓病薬物療法 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定の更新

第 20 条 本学会は、専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師のレベル保持のため、更新制を施行する。

第 21 条

- 1 本学会の認定を受けた専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師は、認定を受けてから 5 年ごとにこれを更新しなければならない。
- 2 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長 3 年間まで更新を保留することができる。
- 3 更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する書類を提出し、認定委員会の承認を受けなければならない。

第 22 条 専門薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること。
- (3) 専門薬剤師として腎臓病薬物療法に貢献した活動履歴を提出すること。
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、更新年の直近 5 年間で 20 単位以上あること。ただし、20 単位のうち、本学会主催の学術集会への参加に係る単位の合計として 6 単位以上必要であり、かつ毎年 1 単位以上履修すること。
- (5) 本会が指定する指定講演を 2 回以上受講していること。
- (6) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病薬物療法に関する学会発表が、更新年の直近 5 年間で 2 回以上（筆頭発表者でなくても可）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・

学術雑誌に腎臓病薬物療法に関する学術論文の投稿が更新年の直近 5 年間で 1 編以上（共著可）の全てを満たしていること。

第 23 条 認定薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること。
- (3) 認定薬剤師として腎臓病薬物療法に貢献した活動履歴を提出すること。
- (4) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、更新年の直近 5 年間で 20 単位以上あること。ただし、20 単位のうち、本学会主催の学術集会への参加に係る単位の合計として 6 単位以上必要であり、かつ毎年 1 単位以上履修すること。
- (5) 本会が指定する指定講演を 2 回以上受講していること。
- (6) 日本腎臓病薬物療法学会、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病薬物療法に関する学会発表が、更新年の直近 5 年間で 1 回以上（筆頭発表者）あること。
- (7) 直近 5 年間の 15 自験例を提出すること。なお、学術雑誌で accept された、申請者を筆頭著者とする症例報告は、1 報に限り自験例として扱うことができる。日本腎臓病薬物療法学会誌または Renal Replacement Therapy 誌であれば症例報告 1 報と自験例 5 例、それ以外の学術雑誌であれば症例報告 1 報と自験例 10 例を要件とする。ただし、症例報告は認定期間中に accept されたもので、それを証明する書類を提出すること。

第 24 条 単位履修修了薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会会員であること。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、5 年間で 20 単位以上あること。ただし、毎年 1 単位以上履修すること。

第 6 章 腎臓病薬物療法 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の資格の喪失

第 25 条 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師は、次の各項の理由により、認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の資格を辞退したとき。
- 2) 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師の認定の更新をしなかったとき。
- 3) 日本国の薬剤師免許を喪失、もしくは返上、取り消されたとき。

4) 本学会を退会したとき。

第26条 専門薬剤師・認定薬剤師・単位履修修了薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と対策委員会の審議を経て、理事長がその認定を取り消すことがある。

第7章 規程の見直し、変更

第27条 この規程については、理事会の議決を経て変更することができる。

第8章 補則

第28条 この規則を施行するために必要な事項は、細則に定める。

第29条 研修会の認定方法を「腎臓病薬物療法 専門・認定薬剤師の単位基準として認める研修会に関する取り決め」に定める。

第30条 申請・更新時の単位基準については「認定制度申請更新時における単位基準一覧」に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月17日から施行する。

改訂 平成 26 年 7 月 19 日

改訂 平成 26 年 12 月 8 日

改訂 平成 28 年 10 月 16 日

改訂 平成 29 年 9 月 30 日

改訂 2019 年 2 月 21 日

改訂 2020 年 1 月 24 日

改訂 2022 年 2 月 26 日

改訂 2023 年 2 月 25 日

改訂 2025 年 2 月 22 日